

2022年3月23日

各位

株式会社北洋銀行

ほくようサステナブルローン^{※1}の新商品として サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク型の取扱いを開始しました

北洋銀行は、本日より「サステナビリティ・リンク・ローンフレームワーク型(以下、「SLL フレームワーク型」)の取扱いを開始します。

SLL フレームワーク型は、当行が独自に策定したサステナビリティ・リンク・ローン包括フレームワークに対し、株式会社格付投資情報センター(R&I)様から、国際的な原則等に整合的である旨のセカンドオピニオン^{※2}を取得し、個別の融資案件に対しては北海道二十一世紀総合研究所(21 総研)様からセカンドオピニオンを取得するスキームです。

サステナビリティ・リンク・ローン(以下、「SLL」)は、お客さまが設定した野心的な「持続可能な経営目標」(以下、「SPTs」)の達成状況に応じて金利等の条件が連動する融資です。SLL では、SPTs は ESG (Environment:環境、Social:社会、Governance:企業統治) 要素の項目が設定されますが、SLL フレームワーク型では、SPTs を CO2 排出削減量や環境配慮型製品の取扱割合等の E:環境関連を主体としており、本件により金融面からお客さまの脱炭素経営を支援することで、脱炭素社会の実現に貢献していきます。

北洋銀行では今後も、北海道を営業基盤とする金融機関として環境・社会面に前向きに取り組むお客さまを支援してまいります。

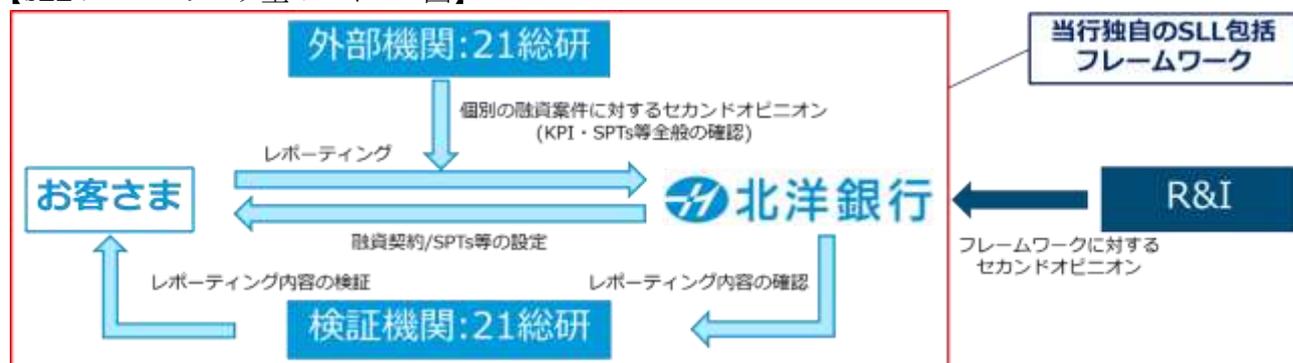
※2:株式会社格付投資情報センター様によるセカンドオピニオンは別紙をご参照ください。

記

【ほくようサステナブルローンの概要】^{※1}

ほくようサステナブルローン			
商品名	グリーンローン	サステナビリティ・リンク・ローン	
		SLL個別対応型	SLLフレームワーク型
金額	100百万円以上	100百万円以上	50百万円以上
内容	使途が環境問題への取組みを目的とするプロジェクトに限定(設備資金限定)	野心的なSPTs(持続可能な経営目標)を設定し、その達成状況に応じて金利等の融資条件が連動する。	
		SPTs: ESG関連全般	SPTs: 脱炭素関連が主体
外部機関	R&I	R&I	北海道二十一世紀総合研究所
国際原則	グリーンローン原則	サステナビリティ・リンク・ローン原則	

【SLL フレームワーク型のスキーム図】



以上



北洋銀行グループは、2018年12月「北洋 SDGs 宣言」を表明し、地域の持続的成長支援と社会的課題の解決に取り組んでおります。なお、SDGsに関連するプレスリリースには、該当するSDGsのアイコンを明示しております。

【SDGs】2015年の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの国際目標。17のゴールと169のターゲットで構成される。

株式会社北洋銀行

公表日：2022年3月23日

ほくようサステナブルローン サステナビリティ・リンク・ローン フレームワーク型 フレームワーク

ESG推進室

担当アナリスト：西元 純

格付投資情報センター（R&I）は、北洋銀行が策定した融資フレームワーク「ほくようサステナブルローン サステナビリティ・リンク・ローン フレームワーク型」が「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2021」（以下、SLLP）¹及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（以下、GL・SLLガイドライン）²に対して整合的であることを評価した。オピニオンの構成は次の通りである。

■オピニオンの構成

1. オピニオンの位置づけ
2. 「ほくようサステナブルローン サステナビリティ・リンク・ローン フレームワーク型」推進に係る北洋銀行のサステナビリティ方針
3. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について
 - (1)KPI の選定
 - (2)SPTs の設定
 - (3)ローンの特性
 - (4)レポーティング
 - (5)検証
- 4.まとめ

¹ ローン市場協会（LMA）、ローン・シンジケート・アンド・トレーディング協会（LSTA）及びアジア太平洋ローン市場協会（APLMA）の3者が策定

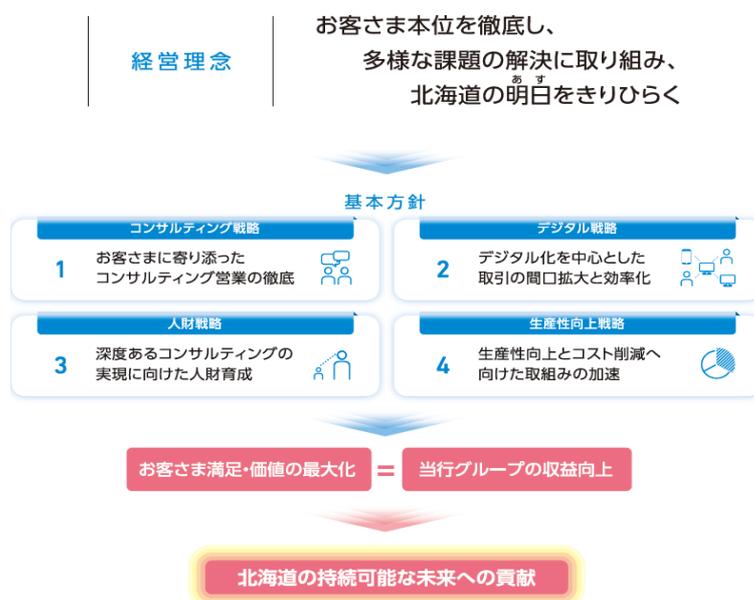
² 環境省が策定

1. オピニオンの位置づけ

北洋銀行は北海道に本拠地を置く地方銀行。道内では資金量・貸出金でトップシェアを維持するほか、地方銀行の中では資金量で全国 5 位、貸出金で同 6 位（いずれも 2021 年 3 月末時点）と、国内上位に位置する。事業規模に関わらず数多くの道内企業が北洋銀行をメインバンクと認識しており、その数は地方銀行の中でもトップクラスである。北海道における市場地位の高さから、北洋銀行が道内において金融インフラとして果たす役割は重要で、その事業活動が地域社会に与える影響も大きい。

北洋銀行が主力の営業基盤とする北海道は経済規模が大きく、道内総生産（2018 年度名目 GDP）は国内の約 3.5% を占め、全国で 9 番目の規模である。一方、産業構造という点では第 1 次産業と第 3 次産業の構成比が全国平均より高い。特に農林水産業や建設業のウエートが高く、製造業のウエートが低い傾向にある。地域の課題としては、全国の進捗を上回る人口減少への対応がある。また、産業別には主要産業の 1 つである水産業が魚種の変化や不漁によって厳しい状況が続くほか、新型コロナウイルス感染拡大の影響長期化を背景に、個人向けサービス業や宿泊・飲食業も苦戦を強いられている。人口減少やコロナ影響は他の都府県でも同様だが、産業構造からみて、そのインパクトは大きくなりやすい面がある。

北洋銀行グループは 2020 年 4 月から取り組んでいる中期経営計画を策定した際に、人口減少の進展や地域産業が直面している問題等厳しさを増す環境を見据え、職員一人ひとりが果たすべき役割とそれを通じて北海道の未来に貢献する使命を明確にするため、経営理念を「お客さま本位を徹底し、多様な課題の解決に取り組み、北海道の明日をきりひらく」へと刷新した。「北洋銀行グループは、顧客の信頼の下にあることを意識し、顧客と地域の多様化するニーズや課題に最善の提案で応えることを通じて、北海道の未来に自ら挑戦し、困難に立ち向かっていく」としている。



[出所：北洋銀行 中間ディスクロージャー誌 2021. 9]

本フレームワークは北海道に根差した地域金融機関として、厳しい環境下で事業活動を行っている事業者を金融の面から支える取り組みの一環として策定されたもので、特に持続可能性の観点から顧客をサポートすることを意図している。幅広い事業者が本フレームワークに基づく融資を利用できるよう、SLLP や GL・SLL ガイドラインの趣旨を念頭に中堅・中小企業が取り組みやすい内容で設計している。

R&I は本フレームワークが SLLP や GL・SLL ガイドラインに対する整合性³について、また、融資制度を実施する体制が準備されているかに関して第三者評価を提供する。

³フレームワークの骨格や考え方、業務プロセス・融資の実施体制を確認し、SLLP や GL・SLL ガイドラインの趣旨に沿った内容でフレームワークが設計されているかについての意見である。

2. 「ほくようサステナブルローンサステナビリティ・リンク・ローン フレームワーク型」推進に係る北洋銀行のサステナビリティ方針

北洋銀行は2021年5月に持続可能な地域社会・環境の実現に対する社会的な意識の高まりを受け、「CSR基本方針」を発展的に見直し、新たにサステナビリティ方針を策定した。同方針のもと、「ESG取組方針」および「SDGsに係る重点取組テーマ」を掲げ、全てのステークホルダーと地域社会・環境の持続的発展に貢献するとともに、北洋銀行グループの中長期的な企業価値の向上と持続的経営の実現に努めている。また、気候変動問題への対応として、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言」への賛同も表明している。



[出所：北洋銀行 ホームページ]

「ESG取組方針」及び「SDGsに係る重点取組テーマ」では環境に関する内容が盛り込まれている。環境方針では、美しく豊かな自然環境を維持し次世代へ継承していくことは、持続可能な地域社会の実現に不可欠であるとの認識のもと、事業活動を通じて環境負荷低減に貢献するとともに、生物多様性保全など地域が抱える環境課題の解決に取り組むとし、地球温暖化防止の観点から二酸化炭素など温室効果ガスの削減を推進している。

ESGやSDGsに関連する商品サービスとして、環境に配慮した取組みを行う企業をサポートする環境配慮型私募債「SDGs（エコ）私募債（旧北洋エコボンド）」や、「地域 ESG 融資促進利子補給制度」を取り扱うほか、2021年5月から顧客のSDGsに対する取組み状況を整理し宣言書策定と取組みに向けたサポートを行う「SDGs宣言サポート」を開始した。加えて、2021年9月からほくようサステナブルローンとして、外部評価機関に顧客を紹介し国際的な原則への適合性に関する第三者評価を取得するグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンを自行単独で組成できる体制を構築している。本フレームワークはサステナビリティ方針に基づき、すでに実施している商品サービスと同様、顧客の「SDGs」や「脱炭素」への取組みを支援することを目的としており、KPIの選定は「脱炭素」をメインテーマに据えている。北洋銀行のサステナビリティ方針に合致したサービスであり、本フレームワークに紐づく融資サービスをより多くの中堅・中小企業まで広げることが、企業規模に関係なくサステナビリティ活動のすそ野を広げるという点で、「北海道の持続可能な未来への貢献」に資する内容である。またSLLPやGL・SLLガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成にも沿う取組みである。

3. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について

R&I は北洋銀行の融資フレームワーク「ほくようサステナブルローン サステナビリティ・リンク・ローン フレームワーク型」を対象に、SLL を構成する 5 つの要素（KPI の選定、SPTs の設定、ローンの特性、レポーティング、検証）について SLLP の確認事項（「べきである」として履行を求める項目）を、GL・SLL ガイドラインに関しては、同ガイドラインが挙げる SLL が備えることを期待される基本的事項（「べきである」事項）を SLLP の確認事項と対応付けて、充足しているかを確認した。

SLL を構成する 5 つの要素について、「ほくようサステナブルローン サステナビリティ・リンク・ローン フレームワーク型」は SLLP の確認事項及び GL・SLL ガイドラインにおける期待される基本的事項の一部について、完全に満たす内容になっていないが、全体として SLL を通じた借入人のサステナビリティ向上を促す内容で設計されている。R&I は評価対象のフレームワークが SLLP や GL・SLL ガイドラインに整合していると評価した。

(1) KPI の選定

① 選定される KPI

KPI は脱炭素社会の実現に向けた項目を優先的に選定する。具体的には「温室効果ガスの排出量」、「再生可能エネルギー」（利用量又は発電量）で、対象となる計測範囲は Scope1 及び Scope2 である。脱炭素社会の実現に向けた項目以外でも借入人の事業に関連する中核的かつ重要な項目で、環境や社会にプラスの影響をもたらすものであれば、KPI の対象として個別に検討可能としている。

KPI は借入人だけでなく貸付人である北洋銀行も客観的に確認できるよう、定量的に測定可能であることを条件としている。

② KPI の重要性

KPI で優先する「温室効果ガスの排出削減」や「再生可能エネルギー」（利用量又は発電量）は地球温暖化緩和策において全ての企業が取り組むべきものであり、業種を問わず企業のサステナビリティに関係するものである。本フレームワークのメインテーマである「脱炭素」への取り組み支援とも合致する。KPI が脱炭素社会の実現に向けた項目以外が選ばれた場合でも、借入人のサステナビリティ向上につながる項目を条件としており、大企業以外の顧客であっても事業活動を通じて環境や社会へポジティブなインパクトをもたらすことを促すことを狙いとしている。本フレームワークで選定される KPI の重要性に問題はない。

KPI の選定に係るプロセスは、営業店が中心となって借入人と対話し候補となる KPI の項目を洗い出し、本部の法人推進部が借入人の事業との関連性や環境・社会への影響等を考慮し KPI の適切性の有無を判断する。クレジット評価を行う融資部は KPI の選定に関与しない。借入人と貸付人である北洋銀行で整理した KPI は、北海道二十一世紀総合研究所等北洋銀行が適切と認める第三者機関が SLLP や GL・SLL ガイドラインの趣旨を満たすかを確認するプロセスも組み入れており、KPI の適切性に客観性を持たせる設計となっている。KPI は北洋銀行及び同行が適切と認める第三者機関がその適切性を判断できる項目を選定するとしており、判断できない場合は本フレームワークに基づく融資は実行せず、より専門性を持つ外部評価機関への評価を活用した融資スキーム等を検討する。

(2) SPTs の設定

① SPTs の概要

SPTs は KPI ごとに設定された野心的かつ定量的に測定可能な目標を融資期間にわたって原則毎年設定する。借入人に対しては、自社のサステナビリティ目標と SPTs に関連性を持たせることを求めている。

② SPTsの野心性

SPTsの野心性は以下の3つの観点から判断される。判断にあたっては国内外における他社の既存SLL案件も参考にする

- A) 科学的根拠に基づくシナリオ分析や絶対的水準、国・地域単位又は国際的な目標との比較
- B) 同業他社や業界団体が定める目標との比較
- C) 借入人自身のトラックレコードや既に見込まれている将来の変動要因等を勘案した数値との比較

SPTsの野心性の有無はA)→B)→C)の順に、達成面で難易度があるかや野心性の説明がつかかかみて判断する。野心性の判断について、A)で難しいようであれば、B)で確認し、B)でも難しければ、C)で判断する。

SLLPではA)～C)の組み合わせに基づき野心性を判断しSPTsを設定すべきとしている。本フレームワークは基本的にA)～C)の1つの要素のみで野心性が判断される設計になっており、SLLPが求める要件を完全には満たさない。ただ、A)～C)はSLLPが挙げる野心性判断の観点と合致しており、GL・SLLガイドラインがSLLに期待される基本的事項として挙げる「事前に設定するSPTsベンチマークに関連して借り手のサステナビリティの改善に結びつけられているべき」にも配慮し野心性を判断するとしている。以上を踏まえると、SPTsの野心性に関しては担保されると考えられる。

③ SPTsの達成手段と不確実性要素

KPIの選定及びSPTsの設定のプロセスを通じて、借入人のサステナビリティ目標と目標達成に向けた具体的取組みの意志及び計画を確認する。SPTs達成のための施策及びネガティブ要素を始めとする不確実性はこのプロセスを通じて洗い出すよう設計されている。

④ SPTsの妥当性

SPTsの設定はKPIの選定とあわせて、借入人、北洋銀行の営業店及び法人推進部がディスカッションし、借入人の事業内容等を考慮しながら検討する。野心性の判断は法人推進部が判断する。クレジット評価を行う融資部はSPTsの設定に関与しない。KPIの選定と同様、借入人と北洋銀行で検討したSPTsは、北洋銀行が適切と認める第三者機関が野心性を確認するプロセスを組み入れており、SPTsの妥当性に客観性を持たせる設計となっている。第三者機関は北洋銀行に対し、KPIやSPTsの妥当性等に関するセカンドオピニオンを提出し、北洋銀行は第三者機関の意見結果及びクレジット評価を踏まえ、最終的に融資実行を判断する。

KPIの選定と同様、SPTsも北洋銀行及び同行が適切と認める第三者機関がその野心性を客観的に判断できるものを設定する。A)～C)を通じて、北洋銀行及び同行が適切と認める第三者機関において野心性の判断が難しい場合は本フレームワークに基づく融資は実行せず、より専門性を持つ外部評価機関への評価を活用した融資スキーム等を検討する。以上を踏まえると、SLLPやGL・SLLガイドラインの趣旨に沿ったSPTが設定される体制が整っていると考える。

(3) ローンの特徴

借入人の SPTs 達成への動機付けとして、SPTs の達成状況を原則毎年確認し、達成した次の金利適用期間の金利を引き下げるインセンティブ設計となっている。達成時に引き下げた金利は累積せず、SPTs に達しなかった場合は次の金利適用期間でのインセンティブ適用はない。インセンティブに関する内容（SPTs 達成の判定時期、達成時の金利引き下げ幅及び金利適用時期等）は顧客と締結する金銭消費貸借契約書と併せて締結する特約書に明記される。達成時の金利引き下げ幅は上限・下限の水準を設け、個別契約ごとに設定される。R&I は SPTs 達成時のインセンティブが借り手のサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促すという点で十分な水準であり、SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める要件を満たすことを確認している。

(4) レポートニング

借入人はフレームワークでは債務の履行が完了するまでの間、原則年一回、融資実行にあたって締結した契約内容に基づき、SPTs の達成状況を北洋銀行に報告する。レポートニング内容は北洋銀行が適切と認める第三者機関にも共有される。借入人のウェブサイト等におけるレポートニング内容の公表は借入人が任意で選択する。北洋銀行は借入人からレポートニング内容の公表の必要性を聞かれた際には公表を推奨する。

SLLP において借入人は少なくとも年一回、貸付人が SPTs の達成状況のモニタリングを行う際に、その野心的な内容が保たれ借入人の事業と関連性があると判断するのに十分な最新状況を貸付人に提供すべきとしている。GL・SLL ガイドラインも同内容を期待される基本的事項に挙げている。本フレームワークは借入人に対して、レポートニングの際にはエビデンスやデータ等北洋銀行が SPTs の達成状況等を確認できる材料を提出することを求めており、SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める要件を満たす。一方、GL・SLL ガイドラインにおける「借入人が調達したファイナンスを SLL として表明する場合、貸付人に対する報告事項を一般に開示すべき」という点は借入人の任意としている。ただ、本フレームワークによるローンは SLLP や GL・SLL ガイドラインに適合した外部評価を取得した SLL ではないことを北洋銀行から借入人に説明するとしており、ガイドラインにおける一般開示を要件とはしない。

(5) 検証

借入人から受領したレポートニングは法人推進部及び融資部で要件を確認した後、北洋銀行が適切と認める第三者機関が内容全般について検証を行う。第三者機関はレポートニング報告時に借入人が提出するエビデンスやデータ等を使用して検証し、その内容の詳細をまとめた帳票（レビューシート）を北洋銀行に提出する。北洋銀行は検証結果を確認し、SPTs 達成の場合は法人推進部が金利引き下げの判断し、営業店に利下げのオペレーション実施を指示する。

フレームワークでは借入人に対し検証可能な資料の提出を求めており、SPTs 達成に関する定量的な確認は北洋銀行が求める水準でなされるものと考えられる。検証業務には第三者機関も関与しており、独立した外部機関による検証を求める SLLP の要求事項を満たす。一方、検証結果の情報開示に関しては、レポートニング同様、借入人の任意に委ねられる。検証結果が全ての借入人において公表されない点は SLLP が求める検証結果の公表に関する要求を完全には満たしていないが、レポートニングと同様の整理ができる。

4. まとめ

評価対象の融資フレームワーク「ほくようサステナブルローンサステナビリティ・リンク・ローン フレームワーク型」は主に北海道を基盤とする地域の中堅・中小企業を対象に、「脱炭素社会の実現」をメインテーマとする KPI が設定されている。KPI は借入人だけでなく、すべての企業にとって環境・社会の持続可能性に関わり地球温暖化緩和策において取り組むべきものとして「温室効果ガスの排出削減」及び「再生可能エネルギー」（利用量、発電量）を優先的に選定する。北洋銀行は地域の中堅・中小企業の温室効果ガス排出削減等の取り組みを推進・支援することを目的として、規模や業種を問わず利用しやすい内容でフレームワークを策定している。

本フレームワークについて、R&I は SLL の 5 つの構成要素に対し SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める事項をどの程度充足するか確認した。SPTs の野心性判断のプロセスやレポート及び検証結果の情報公開の部分で、SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める水準を完全に満たさない部分が一部あるものの、KPI の選定、SPTs の設定及び野心性判断の観点、インセンティブ設計、検証における北洋銀行以外の第三者機関の関与、レポートや検証内容に関する北洋銀行への報告という点を踏まえると、全体として、本フレームワークは SLLP や GL・SLL ガイドラインの趣旨に沿ったフレームワークの骨格や考え方、業務フローが設計されている。以上を踏まえ、R&I は本フレームワークが SLLP や GL・SLL ガイドラインに整合していると評価した。

以上

セカンドオピニオン商品は、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではありません。R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則/ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に記載しています。

R&I と資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。